

### XIII. 財務（財政）

#### (1) 教育研究と財政

##### ア 教育研究目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤（もしくは配分予算）の確立状況

私立大学が教育研究活動を永続的に担っていくためには、財政基盤の確立を図り、維持していくことが最も重要な課題である。そのためには、収入面の最大項目である「学生納付金収入」と支出面の最大項目である「人件費」の安定化が不可欠である。

本学では、学生納付金については、平成 14(2002)年度に学生納付金の改定方式をより客観的な基準に基づく方式に変更し、社会的説明責任を明確にすると同時に学生納付金の安定的確保に努めている。また、人件費については、昭和 63(1988)年に人事院勧告準拠方式を採用し、社会的に標準的な給与水準を実現しつつ、安定化を図っている。それとともに平成 10(1998)年に全学組織運営委員会（委員長：学長、委員：副学長、学部長、財務部長、学科長等）を設置して、大学設置基準に基づく学部別教員定数を設定することによって、学部間での教員数の衡平性を確保すると同時に年度間での大幅な変動を回避するよう調整している。

規模の大きな施設・設備投資については、支出の適正化とともに計画的実施により諸経費の抑制と特定の年度における突出を避ける工夫をしている。

さらに、教育研究目的・目標を具体化するために、学校法人会計基準に基づいて第 3 号基本金を組み入れている。この第 3 号基本金としては、教育研究目的に応じて 12 種類（約 37 億 7 千万円）を設定している。主な基金は、教育研究基金（17 億 4 千万円）、育英奨学基金（9 億 9 千万円）、国際交流基金（9 億 3 千万円）である。

消費収支面から財政状況を見ると、概略、次の状況にある。

平成 10(1998)年度以降平成 15(2003)年度までは、収入超過が続いていた。平成 16(2004)年度には中学校・高等学校の移転事業に関連して、大学部門が中学校・高等学校部門に代わって基本金組み入れの一部を行ったために 31 億 2 千万円の支出超過となった。平成 17(2005)年度の消費収支は、大学部門に旧中学校・高等学校校地の売却代金が入金されたために 72 億 3 千万円の収入超過となり、累積収支差においては約 20 億円の収入超過となった。資産・負債に関しては、自己資金構成比率が 91.5%であり、負債はない。

以上のことから、本学の財政基盤は極めて安定しているものと判断できるが、さらに A0 入試や大学入試センター試験利用入試の導入を図るなど、志願者の獲得に取り組み、定員割れを防ぎ学生納付金収入の確保に努めている。

また、上記以外の収入確保のため、教育研究振興資金寄付金の積極的な受け入れ、学術研究・教育の高度化推進事業をはじめとする公的補助金の獲得に加え、さらに多様な外部資金の獲得に向けて重点的に取り組む態勢を整えている。

平成 17(2005)年度の資産運用収入は約 2.3 億円であるが、超低金利が継続している現状では、基金の果実のみで教育研究活動、育英奨学事業、国際交流活動を展開することは困

難であり、これらの活動は、事実上流動資金に大きく依存している。基金そのもの、またその果実を増やす方策を考え、実行することが今後の課題である。

#### イ 総合将来計画（もしくは中・長期の教育研究計画）に対する中・長期的な財政計画の策定状況及び両者の関連性

総合将来計画については、大学長期計画委員会（委員長：学務担当副学長、委員：学務担当副学長、学部長、財務部長、その他の部長等）が学長の諮問に基づき原案を検討し、学長への答申後、学校法人の長期計画委員会（委員長：財務担当理事、委員：学院長、学長、副学長、財務部長、高校校長等）の承認を経て理事会で決定している。

他方、財政計画は、上記の総合将来計画を実施するために必要な資金計画であり、大学財政専門委員会（委員長：総務担当副学長、委員：学務担当副学長、学部長、財務部長、その他の部長、キャンパス担当総務部次長、管理部門の課長等）及び学校法人の財務会議（委員長：財務担当理事、委員：学長、副学長、中・高校校長、財務部長、大学の管理部門の部課長等）（以下「財務会議」という。）の承認を経て理事会で決定している。

財政計画の決定後、大学施設拡充委員会（委員長：総務担当副学長、委員：学務担当副学長、学部長、財務部長、その他の部長、各学部代表2名）が総合将来計画の具体的な実施計画を策定している。

総合将来計画のうち実施可能な計画については、順次、財政計画を立てている。すなわち、学校法人会計基準に基づいて第2号基本金組入計画を策定し、本計画に基づいて年度ごとに組入れを行っている。

具体的には、狭隘な土樋キャンパスにおける今後の教育研究活動や教育研究環境の整備・充実のために、平成16(2004)年度から計画的に土地取得資金の積立を行っている。

短期的な教育研究計画については、学部長会及び部長会での検討を経た上で、その実行の可否や実行スキームを検討する委員会を設置し、中・長期計画との整合性に配慮しながら実現を図っている。

これらに関連して、財政的裏付けについての十分な検討なしに教学部門における計画が先行し、両者間の調整に手間取るケースがあり、財政部門（経営側）と教学部門の緊密な連携が課題としてあげられる。

今後のことについて述べると、本学の財政は、借入金への依存度が極めて低いという点では良好な状態を維持していると言えるが、少子化が進行する中で余裕資金を生み出すことはますます困難になりつつあり、上述の課題を克服することは容易ではない。しかし、本学が今後も地域社会や時代の要請に答えていくためには、経営側と教学部門との一層の協力が不可欠である。その際、意思決定の迅速性及び透明性を確保しつつ、学内外にこれまで以上の説明責任を果たすことが重要である。

#### ウ 教育・研究の十全な遂行と財源確保の両立を図るための制度・仕組みの整備状況

大学財政専門委員会及び財務会議において、学校法人が設置する大学及び各学校等がそれぞれの立場で検討した教育・研究計画を総合的に調整し、学校法人全体の計画としてま

とめ、理事会の承認を得ている。

本学における財政状況は決して楽観できる状態ではないが、各種委員会及び各学部教授会、全学教授会（つまり教学部門）を通して審議・了承された教育・研究環境整備のための計画は重点項目として上記両委員会によって配慮されている。

## (2) 外部資金等

### ア 文部科学省科学研究費、外部資金（寄附金、受託研究費、共同研究費など）、資産運用益等の受け入れ状況

平成 17(2005)年度の文部科学省科学研究費の申請件数は、新規 73 名、継続 24 名、計 97 名であった。なお、平成 16(2004)年度と同申請件数は、新規 58 名、継続 24 名、計 82 名であり、これは、本学教員の約 30%にあたる。

平成 17(2005)年度の新規採択件数は 13 件（交付金額 5,996 万円）、新規採択率は 17.8%で、全国平均（24.0%）に比べてやや低かった。

内訳は、基盤研究（A）が 2 件（交付金額 3,536 万円）、基盤研究（B）が 8 件（交付金額 2,520 万円）、基盤研究（C）が 13 件（交付金額 1,610 万円）、萌芽研究が 2 件（交付金額 220 万円）、若手研究（B）が 12 件（交付金額 1,430 万円）で、合計は 37 件（交付金額 9,316 万円）であった。

平成 17(2005)年度の外部資金のうち、研究助成金は、工学部 24 件（1,642 万円）、教養学部 2 件（118 万円）の計 26 件（1,760 万円）であった。受託研究費・共同研究費等は、工学部 18 件（5,995 万円）、教養学部 1 件（33 万円）、文学部 1 件（27 万円）、経済学部 1 件（25 万円）の計 21 件（6,080 万円）であった。

平成 17(2005)年度の資産運用収入については、受取利息・配当金収入が 16,001 万円、施設設備利用料収入が 670 万円、第 3 号基本金引当資産運用収入が 5,958 万円であり、合計で 22,629 万円であった。

本学では、教員研究費（図書購入費、研究旅費、個人研究費等の合計）が他大学の多くと比較して恵まれているためと推測されるが、例年、文部科学省科学研究費の申請件数が相対的に少ない状況にある。申請件数の増加策の一つとして、平成 18(2006)年度までは申請件数に応じて学科ごとにパソコン配置を支援する予算措置を講じてきたが、必ずしも増加していない。本学の場合、人文・社会科学系の教員の割合が高いことも、件数・率が低い要因の一つと考えられる。工学系分野を中心として研究件数・研究額とも外部資金をさらに増加させることが課題である。

今後の課題として、文部科学省科学研究費を含めた外部資金の獲得を促す工夫が必要である。

所属別の科学研究費補助金の応募・採択状況

(単位：千円)

平成15(2003)年度

区分 所属	新 規				合計 (新規+継続+他機関よりの異動者)			
	申請件数	内定件数	採択率	交付金額	申請件数	内定件数	採択率	交付金額
文学部	9	4	44.4%	5,800	15	10	66.7%	21,600
経済学部	7	0	0%	0	14	7	50.0%	10,000
法学部	1	0	0%	0	2	1	50.0%	800
工学部	29	4	13.8%	15,600	36	11	30.6%	26,700
教養学部	13	1	7.7%	1,500	17	5	29.4%	4,900
計	59	9	15.3%	22,900	84	34	40.5%	64,000

平成16(2004)年度

区分 所属	新 規				合計 (新規+継続+他機関よりの異動者)			
	申請件数	内定件数	採択率	交付金額	申請件数	内定件数	採択率	交付金額
文学部	6	2	33.3%	2,700	15	11	73.3%	18,000
経済学部	6	1	16.7%	2,100	8	3	37.5%	5,900
法学部	7	0	0%	0	9	2	22.2%	1,500
工学部	26	4	15.4%	11,400	32	10	31.3%	22,300
教養学部	13	2	15.4%	4,200	18	7	38.9%	7,900
計	58	9	15.5%	20,400	82	33	40.2%	55,600

平成17(2005)年度

区分 所属	新 規				合計 (新規+継続+他機関よりの異動者)			
	申請件数	内定件数	採択率	交付金額	申請件数	内定件数	採択率	交付金額
文学部	8	1	12.5%	900	17	10	58.8%	13,000
経済学部	9	1	11.1%	1,200	10	2	20.0%	2,500
法学部	4	1	25.0%	1,100	4	1	25.0%	1,100
工学部	33	7	21.2%	47,010	41	15	36.6%	60,110
教養学部	19	3	15.8%	9,750	25	9	36.0%	16,450
計	73	13	17.8%	59,960	97	37	38.1%	93,160

科学研究費補助金 申請・採択一覧 (研究種目別)

平成15 (2003) 年度

※ ( ) 内の数字は新規採択件数

研究種目	学部	新規申請件数					計	採択合計(新規+継続+他研究機関より)					計	採択金額 (千円)
		文	経済	法	工	教養		文	経済	法	工	教養		
特定領域 (2)		1					1	1					1 (0)	1,600
基盤研究 (A) 一般					1	1	2						0 (0)	0
基盤研究 (A) 海外		1				1							0 (0)	0
基盤研究 (B) 一般		1			4	1	6	2 (1)	1		3 (1)		6 (2)	25,400
基盤研究 (B) 海外		1			1	2	2	2			1 (1)		3 (1)	11,300
基盤研究 (C)		4	4		14	11	33	4 (3)	3	1	6 (2)	5 (1)	19 (6)	20,900
基盤研究 (C) 企画					1	1							0 (0)	0
萌芽研究			2		5		7						0 (0)	0
若手研究 (A)					1	1							0 (0)	0
若手研究 (B)		1	1	1	2		5	1	3		1		5 (0)	4,800
計		9	7	1	29	13	59	10 (4)	7 (0)	1 (0)	11 (4)	5 (1)	34 (9)	64,000

平成16 (2004) 年度

※ ( ) 内の数字は新規採択件数

研究種目	学部	新規申請件数					計	採択合計(新規+継続+他研究機関より)					計	採択金額 (千円)
		文	経済	法	工	教養		文	経済	法	工	教養		
特定領域 (2)							0	1					1 (0)	1,600
基盤研究 (A)							0						0 (0)	0
基盤研究 (B)		3			8	1	12	4	1		4 (1)		9 (1)	27,200
基盤研究 (C)		1	3	5	9	10	28	4 (1)	1 (1)	1	4 (1)	5 (1)	15 (4)	14,900
萌芽研究					5		5	1			1 (1)		2 (1)	2,800
若手研究 (A)					1		1						0 (0)	0
若手研究 (B)		2	1	2	5	2	12	1 (1)	1	1	1 (1)	2 (1)	6 (3)	9,100
計		6	4	7	28	13	58	11 (2)	3 (1)	2 (0)	10 (4)	7 (2)	33 (9)	55,600

平成17 (2005) 年度

※ ( ) 内の数字は新規採択件数

研究種目	学部	新規申請件数					計	採択合計(新規+継続+他研究機関より)					計	採択金額 (千円)
		文	経済	法	工	教養		文	経済	法	工	教養		
特定領域							0						0 (0)	0
基盤研究 (A)			1		1	1	3				1 (1)	1 (1)	2 (2)	35,360
基盤研究 (B)		4	2	1	5	1	13	4 (1)			4 (3)		8 (4)	25,200
基盤研究 (C)		2	3	1	15	14	35	4	1		5	3 (1)	13 (1)	16,100
萌芽研究			1		8	2	11	1			1		2 (0)	2,200
若手研究 (A)							0						0 (0)	0
若手研究 (B)		2	2	2	4	1	11	1	1 (1)	1 (1)	4 (3)	5 (1)	12 (6)	14,300
計		8	9	4	33	19	73	10 (1)	2 (1)	1 (1)	15 (7)	9 (3)	37 (13)	93,160

### (3) 予算編成

#### ア 予算編成過程における執行機関と審議機関の役割の明確化

予算（収入の部）においては、学生納付金が最大の項目である。学生納付金改定については、大学財政専門委員会において審議され、原案が学長に答申される。この原案は、財務会議での審議及び理事会の承認後、改定のための学内手続きを進めることになる。

学内手続きは、教職員に対する原案の説明及び全学教授会の承認がそれにあたり、その後、最終的に理事会において決定される。この原案は、全学教授会の承認の後、学生会の代表者にも説明している。

予算（支出の部）に関しては、予算編成の基本的な考え方が理事会から大学（学長）に示され、学長の諮問を受けて、大学財政専門委員会が開催され、大学（教学組織）各部門の意向を十分に反映した予算編成方針案が作成され、学長に答申される。

この予算編成方針案は、財務会議の承認を経て、理事会の正式な予算編成方針（①基本方針、②事業方針、③財政方針）となる。

学長は、理事長から予算編成方針の通知を受けて、これを大学の各予算単位（学科・専攻・研究所・課・室など約 100 の予算単位）に通知する。大学の各予算単位は、予算編成方針及び予算編成要綱に従って予算申請書を法人事務局財務部長あてに提出する。

予算単位に対しては、財務部長を長とする予算編成実務者がヒアリングを行い、大学の予算原案を作成する。この予算原案は、大学財政専門委員会と財務会議の承認を経て、常務理事会での審議の後、3月開催の理事会及び評議員会において最終的に決定される。

- 10月中旬……………予算編成方針の決定（常務理事会）
- 12月上旬……………予算申請書の提出（各予算単位）
- 12月上旬～下旬…予算要求の整理集計、分析（財務部財務課）
- 1月上旬～下旬…予算ヒアリング（各予算単位、財務部財務課）
- 2月上旬……………予算原案の作成（財務部財務課）
- 2月中旬……………予算原案の承認（財政専門委員会）
- 2月中旬……………予算案の承認（財務会議、常務理事会）
- 3月上旬……………予算案の議決承認（理事会、評議員会）
- 3月上旬……………予算示達（各予算単位）

### (4) 予算の配分と執行

#### ア 予算配分と執行のプロセスの明確性、透明性、適切性

決定された予算は、法人事務局財務部長から予算単位責任者に通知され、各予算単位は認められた事業計画に基づき執行していくことになる。各予算単位に配分された予算のうち、教育研究用機器備品や印刷物等については、各予算単位からの購入依頼により大学の施設部施設課において発注することを原則としている。

各予算単位に対しては、以下に記載する予算執行に関する3原則の遵守を求めている。

1. 責任のある予算の執行をすること
2. 予算額を超える支出をしてはならないこと
3. 目的外に予算を支出してはならないこと

予算編成のうち経常的経費については、各予算単位に概算枠を提示するとともに、この枠内で申請することとし、新規事業の申請にあたっては、原則として前年度の継続予算を減額した場合にのみ申請を認めるようにしている。この措置により、経常的経費は、概算枠の範囲内の申請であれば原則として認めるものとし、予算ヒアリングの重点を新規事業におき、その内容を十分検討してからその可否を決めるようにしている。

一方、予算と決算の乖離が大きい単位に対しては、次年度の予算申請の概算枠を減額提示し、概算枠内での予算の組み替えを促し、予算執行の効率化と適正化を図っている。また予算編成上で問題が生じた場合は、翌年度の予算編成要綱を見直し、予算単位による誤解や不均衡が起きないように改善に努めている。

予算の執行状況については、「学校法人東北学院経理規程」の定めるところにより、予算の変更を認めるとともに、補正予算を編成して、硬直化しないよう留意している。

また、法人事務局財務部会計課は、毎月、前月末時点での資金収支計算書を作成し、財務部長の承認を得ることになっている。さらに同局会計課は、「東北学院資金運用規程」に基づき、理事長に資金運用月次報告書を提出するとともに、有価証券の購入状況等を作成し、収支の状況や資産の現況について財務担当常任理事及び理事長の了承を得ることになっている。

前述した手続きによれば、各予算単位からの予算申請書提出から予算原案作成までを比較的短期間でできるという利点がある一方、申請内容特に新規予算申請の妥当性について十分検討する余裕がなく、どちらかという継続予算に重きが置かれる傾向がある。また、すべての予算申請を短期間で審査するため、財務部の負担と責任が過重になっている。

将来の課題として、次のことが言える。予算申請内容、特に新規予算申請の妥当性について全学的立場から評価する仕組みが必要である。また、予算執行に伴う個別事業の効果の有効性を検証する方策を、現行の範囲を超えて（研究を含む）新規事業や特定の（研究を含む）継続事業にも導入することを検討していく。その際、社団法人日本私立大学連盟財政部会における点検・評価項目である「目的別予算制度」の試行について検討する予定である。

#### イ 予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの導入状況

予算執行の評価は、執行後の分析を通じて予算編成上での問題点や財政の現状を把握し、また、将来の財政予測や事業計画の策定並びに種々の改善事項の検討を行うために重要である。したがって、決算期に予算と実績の差異について分析を行い、差異（特に未執行金額）が大きい予算単位については、その理由や今後の対応等について報告を求め、次年度以降の事業の見直しや目標達成策を検討して、予算編成に生かすようにしている。

#### (5) 財務監査

## ア アカウンタビリティを履行するシステムの導入状況

法定監査として、公認会計士と監事による監査が、それぞれ年2回実施されている。監査終了後には、「適正に行われている。」との監査報告書に加えて、意見具申書が提出されている。

意見具申の内容は、長期的な経営の方針に関する総括的な意見、経理処理上のテクニカルな意見、物品管理に関する意見等に大別される。後二者のうち実行可能と判断される事項については、法人事務局財務課から関係部課に対して意見の説明に加えて、改善の具体案を提示し即座に実行に移される。ごくわずかではあるが、実行が困難な事項については、意見を具申した公認会計士や監事に対して口頭又は文書でその理由を説明し、理解を求め手続きをとっている。

これまでのところ、前述した2点（後二者）のほとんどが実行に移され、意見書に沿って改善がなされているため、履行状況を検証するシステムは導入していない。

公認会計士と監事の意見具申は、該当する部課、研究室を対象としたものである。今後は、指摘があった部課及び研究室から文書による報告を求めるとともに、他の部課や各研究室にも共通する事項については、「(1) 指摘の内容、(2) 講じた措置」の一覧を作成し、これを大学内の共通事項としてすべての部課、研究室に周知するようにする。

また、監事による業務監査対象事項の明確化や監査方法について整備するとともに、監事、公認会計士、学校法人がそれぞれの目的や役割について認識を共有し、これまで以上に効果的な監査が行われ、改善が図られるよう連携を強化する。

## イ 監査システムの運用の適切性

経理処理は、統合事務システムを通じて行っている。すなわち、(1) 財務部からの各予算単位への予算額の示達、(2) 予算執行単位による必要事項の入力、(3) この入力に基づく財務部財務課による銀行口座への振り込み処理といった事項について、財務部財務課と各予算単位との間で相互チェックにより会計処理を行っている。また、財務部会計課では、担当者による必要事項のチェックと銀行口座への振り込み処理のための入力を課長、課長補佐の管理の下に行っている。

法定監査としては、前述のように、監事監査と公認会計士監査がそれぞれ年2回実施されている。また、文部科学省からの補助金等の履行状況の適切性を把握するために、会計検査院の検査や私立学校振興・共済事業団の指導が、それぞれ数年に一度実施されている。

前述したような内部でのチェック体制がとられていること、統合事務システムによるチェック機能が作用していること、さらに学内での現金取り扱いを必要最小限にしていることなどの理由により、種々の障害が起こる余地は極めて小さいと認識している。

また、公認会計士や監事からは、毎年、厳正な監査の結果、「適正に行われている。」との監査報告書が提出されおり、現行システムはほぼ問題なく機能しており、法定監査システムも有効に機能していると判断している。

しかし、学校法人を取り巻く厳しい環境の変化に対応するためには、私立学校法の改正

に伴う監事制度の改善の一つとして提示されている監査支援体制及び内部監査組織の整備が課題として残されていると考えている。

将来の課題として、前述のように、予算執行・管理及び業務内容についてのチェック機能を高めるためには、内部監査体制を整えることが必要である。このことは、内部牽制のみならず、学校法人の業務が法令及び諸規程等に準拠して、適正かつ効率的に運用されているかを検証するとともに、組織運営や業務管理のあり方の適正化、効率化の進捗状況を確認する上で必要なことである。

## (6) 私立大学財政の財務比率

### ア 消費収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率における、各項目の比率の適切性

本学の財務比率は、大学基礎データ表 46 及び表 47 に示すとおりである。

まず、消費収支計算書関係比率（大学ベース）を平成 15 (2003) 年度から平成 17 (2005) 年の 3 年間について見ると、人件費比率は平成 15 (2003) 年度の 52.0% から平成 16 (2004) 年度の 52.3% とほとんど変化が見られなかったが、平成 17 (2005) 年度は旧中学校・高等学校校地の売却に伴い帰属収入が増えた分 35.4% と 16.9 ポイント低下した。

人件費依存率は、平成 15 (2003) 年度 60.7%、平成 16 (2004) 年度 61.3%、平成 17 (2005) 年度 62.9% と微増傾向にある。教育研究経費比率は例年 28% 台、管理経費は 6% 前後で推移しているが、平成 17 (2005) 年度は、前述したとおり旧中学校・高等学校校地の売却に伴って帰属収入が増えた分、特に教育研究経費比率が 18.8% と低くなった。消費支出比率も、同様に平成 15 (2003) 年度と平成 16 (2004) 年度の 2 年間は 86.7%、88.0% であったが、平成 17 (2005) 年度は 64.1% となっている。

また、消費収支比率は、平成 15 (2003) 年度 96.8% とほぼ例年どおりであったが、平成 16 (2004) 年度は、前述の特殊事情のため、158.1% と 61.3 ポイント増加し、平成 17 (2005) 年度は土地の売却によって 93.4 ポイント減の 64.7% となった。

学生生徒等納付金比率は、安定的に推移し、平成 17 (2005) 年度の 56.2% を除き、おおむね 85.9% となっている。これに対して寄付金比率や補助金比率は、相対的に低くなっている。

基本金組入比率は、平成 15 (2003) 年度 10.4%、平成 16 (2004) 年度 44.3%、平成 17 (2005) 年度 0.9% と中学校・高等学校移転事業の関係で変動しているが、このような特殊事情を除くと、9% 前後で推移し、資本的支出が抑制される傾向にある。また減価償却比率も 10% 程度で安定的に推移している。

次に、貸借対照表関係比率（学校法人ベース）を平成 17 (2005) 年度について見ると、固定資産構成比率 75.3%、流動資産構成比率 24.7%、固定負債構成比率 5.2%、流動負債構成比率 3.3%、自己資金構成比率 91.5% である。消費収支差額構成比率は 0.8% であり、固定比率 82.3%、固定長期適合率 77.9%、流動比率 746.2%、総負債比率 8.5%、負債比率 9.3%、前受金保有率 826.8%、退職金給与引当預金率 45.0%、基本金比率 100.0%、減価償却比率 68.2% である。

以上のように、本学の消費収支計算書関係比率と貸借対照表関係比率は、いずれも極め

て健全な数値を示している。とりわけ借入金利息等比率は平成 16 (2004) 年度末で「ゼロ」である。流動比率は極めて高い水準にあり、負債比率は非常に低い水準にある。さらに自己資金構成比率は平成 17 (2005) 年度決算で 91.5% である。これらのことは、財務の健全性を示すものとして評価している。

学生生徒等納付金比率が安定的に推移していることは、文学部二部、経済学部二部から昼夜開講制（夜間主コース）への組織替えやすべての学部での編入定員の設定など、本学の教学上の改革の結果である。さらに、本学の人文・社会科学系学部の授業料は、いずれの学部でも 64.7 万円と私立大学の中では低く、東日本の私立大学との比較にあってもいずれの学部も低い順から見てトップテンに入っている。

流動比率は、学校法人の支払能力を示す指標であり、一般的に高いほうが望ましいとされている。しかし、他の私立大学と比較すると、流動比率が平成 17 (2005) 年度ベースで 746.2% と高すぎる水準にある。この点は留意しなければならないことである。

なお、前述の高すぎる流動比率については、資金運用関係規程の範囲内での長期債券購入等による資金運用及び退職金給与引当預金率の引き上げによって、適正水準に調整する努力をしている。